脳卒中障害者…へ戻る　中高年･団塊世代…へ戻る

「ＮＰＯ法人」の目指すものと設立について：共生社会の活動が可能！

1.　ＮＰＯの豆知識

	1.ＮＰＯの豆知識		2.NPO法人と設立要件について
1	NPOって、何？	1	NPO法人の位置づけ
2	ボランティアって、何？	2	特定非営利活動の定義
3	ボランティアとＮＰＯの違いは？	3	特定非営利活動法人の要件
4	ＮＰＯとＮＧＯ、どう違う？	4	設立費用：メリット・デメリット：運営費用
5	「営利」と「非営利」って、どこが違うの？	5	活動分野別特定非営利活動の種類
6	ＮＰＯの活動の目指すのは、どんな社会？	6	都道府県別法人数
7	リンク集	7	リンク集

1-1　NPOって、何？

NPO は英語の「Non　Profit　Organization」（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の頭文字「N・P・O」をとった略語で、日本語で言えば【利益（営利）を目的としない団体】すなわち【非営利団体・非営利組織】となります。

でも、「NPO＝営利を追求する活動をしない」ということではなく、「営利を追求することを主にしない」ということです。 一般企業（株式会社等）と違うのは、そこの部分です。

そのため多くの民間の非営利団体を区別して【民間非営利団体】と訳されることも あります。

現在日本では、この民間の非営利団体（市民団体・市民活動団体）やボランティア 団体を指して「NPO」呼ぶことが多いようです

1-2　ボランティアって、何？

『ボランティア』とは「個人が自主的・主体的に行う活動」のことです。自分の意志で判断し主体性を持ってこそ、よりよい活動を生み出すことができ、自らも学ぶことができます。

ただし、いくら主体的・自主的といっても、自分の主張を押し付けたり、思い込みだけ

で行動せず、自分は何が求められているのかをじっくり考えること、そして同じ思いを持つ仲間とのチームワークが大切です。

活動の場を自分で切り拓いていくこと、他では知り合えなかったような人たちと出会えること、そしてそのような人たちと活動を通して喜びを共有できること。それがボランティア活動の醍醐味でもあります。

1-3　ボランティアとＮＰＯの違いは？

どちらも自主的、自発的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは「個人」を、NPO は「組織（団体）」を指す言葉です。

ＮＰＯは目的を達成するために運営のルールを持ち、組織的、継続的に活動を行うとともに、提供するサービスに見合う対価を徴収することもできるものであるのに対し、ボランティアは個人が個人の責任の範囲でできる活動を無報酬で行うというイメージです。

また、ＮＰＯはボランティア活動をしたいという人に参加の場を作り、受け皿となる「参加を求める側」であり、一方、ボランティアはＮＰＯの活動に「参加する側」で、ＮＰＯを支える重要な存在であるとも言えます。

では、ボランティア団体と NPO の違いはというと…。

ボランティア団体は同じような有志を持ってボランティア活動をする人たちが集まって出来たものです。
よってボランティア団体は『動機重視・自己実現型』といえます。

そしてNPOというのは、ボランティアや会員が、何らかの社会的目的（使命）を達成するために組織を作ったものです。そこには会則があり、代表者がいて、事務局がある。組織として必要最低限のものを備えています。

それを踏まえ、営利を目的とせず、自分達の使命（ミッション））を達成するために社会貢献活動を「組織的・継続的」に行っている民間団体は法人の有無に関わらず「NPO」といえると思います。
よってNPOというのは『成果重視・課題解決型』といえます。

1-4　ＮＰＯとＮＧＯはどう違うの？

NPO と NGO。

似た言葉で、基本的には同様の意味を持っています。

NGO は、Non-Governmental Organization の頭文字をとったもの、直訳すれば「非政府組織」ということです。国際協力や環境の分野など、世界的な問題を解決するためには、民間団体の協力なしには進まないところがあります。だから、通常民間人や民間団体のつくる機構を NGO と呼び、政府間機構と区別しています。

一方、NPO は国内的な概念だといえます。NPO は営利を目的としない【非営利団体】、つまり、「営利組織＝会社」に対応する概念です。

結局、着眼点が違うだけでどちらも「民間非営利団体」なので、営利を目的としないという点を重視したのが NPO、政府とは異なる民間の立場を重視したのが NGO ということになります。

1-5　「営利」と「非営利」って、どこが違うの？

「営利」とは、団体の利益を構成員が分配することです。
「非営利」とは、その逆で、団体が利益を上げてもその利益を構成員で分配しない、という「非分配」を意味しています。それは、団体としての活動経費 や管理費などは稼ぐけれども、そこで余ったお金（利益）は次の活動に使う、 ということを意味しています。

団体がサービスを提供した場合に対価を得て売上を上げても、そこから経費を差し引いて残った利益を、団体の構成員に分配しなければ、それは非営利団体です。

団体が組織的・継続的に活動を行うためには、活動資金を稼ぐことは当然ともいえます。よって、「非営利」団体は決して「無料奉仕団体」ということではありません

1-6 ＮＰＯの活動の目指すのは、どんな社会？

① 諸課題を解決する手段が多様で豊富な社会
「自立し、独自性のある市民」が先駆的・多元的な活動を活発に展開し、社会が直面する諸課題を解決する手段が多様で豊富な社会

② 個人の自己実現が図れる社会
市民１人ひとりが地域社会の中で自分らしく誇りと自信を持って生活し、市民活動等様々な活動に参加することで個人の自己実現が図れる社会

③ 参画と同時に義務と責任を果たす社会
ＮＰＯや自立した市民が積極的に政策提言し、参画していくと同時に義務と責任を果たす社会

④ 活力ある地域経済が実現される社会
新たな経済主体としてのＮＰＯが事業展開することにより、雇用の促進などが図られ、活力ある地域経済が実現される社会

2. ＮＰＯ法人設立のための要件

2-1 NPO 法人の位置づけ

NPO とは Non-Profit Organization の略で「非営利組織」または「非営利団体」のことをさします。

NPO 法人は誰でも、資金もなしで設立することができる点に最大の特徴があります。
また、資本金が必要ないだけではなく、申請手数料もさらに登記手数料も免除されています。

ただし、特定非営利活動促進法第２条第１項で定められた１７分野に活動範囲が制限されるほか、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することが求められておりまして、また会員の資格制限や情報公開など、公益性重視の観点から規制が設けられています。

＊各法人の位置づけ

非営利	民法第３４条法人	
	公益法人	社団法人
		財団法人
	特別法人(民法３４条の特別法)	
	広義の公益法人 及び非営利法人	学校法人
		宗教法人
		医療法人他
		NPO 法人
営　利	民法第３５条法人	
	営利法人	株式会社
		有限会社
		合名会社
		合資会社

＊　このように NPO 法人は公益法人の部類に属しています。

2-2　特定非営利活動の定義

（1）団体の活動目的が下表の１７分野の非営利事業のいずれか１つ以上に該当する必要があります。

①	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
②	社会教育の推進を図る活動
③	まちづくりの推進を図る活動
④	学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
⑤	環境の保全を図る活動
⑥	災害救援活動
⑦	地域安全活動
⑧	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
⑨	国際社会の協力の活動
⑩	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
⑪	子供の健全育成を図る活動
⑫	情報化社会の発展を図る活動
⑬	科学技術の振興を図る活動
⑭	経済活動の活性化を図る活動
⑮	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑯	消費者の保護を図る活動
⑰	①1 から⑯に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

（2）不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であること

2-3　特定非営利活動法人の要件

特定非営利活動法人として法人格を取得することが可能な団体とは、「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、以下にあげる要件を満たす団体をいいます。

1．営利を目的としないこと。
　利益をあげても法人の構成員（役員、会員など）に分配をしないことです。
　ただし､｢活動やサービスが全て無償｣で行わなければならないということではありません。
2．宗教活動や政治活動を主目的としないこと。

3. 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
4. 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。
5. 特定の政党のために利用しないこと。
6. 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほどその他事業を行わないこと。その他事業を行った場合には、その収益を特定非営利活動に係る事業に充てること。
7. 暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でないこと。
8. 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格の得喪について、不当な条件をつけないこと。

   社員の資格取得に条件をつけることは可能ですが、その際、下記の範囲で行われる必要があります。

   - 目的に照らして合理的かつ客観的なものであること
   - 公序良俗に反しない内容であること
   - 退会が自由に行えること
   - 社員資格の取得と喪失については定款に明示すること

9. 10 人以上の社員を有すること。
10. 報酬を受ける役員数が、役員総数の 1/3 以下であること。

    ここでいう報酬とは、役員としての報酬です。役員が事務局職員などを兼務している場合、これに対して給与を受けることは妨げません。会議に出席するための交通費などは費用弁償であり、報酬ではありません。

11. 役員として、理事 3 人以上、監事 1 人以上を置くこと。

12. 役員は、成年被後見人又は被保佐人など、NPO 法に規定する欠格事由に該当しないこと。
13. 各役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 2 人以上いないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の 1/3 を超えて含まれていないこと。

役員の総数	役員に含めることができる 配偶者もしくは三親等以内の親族の数
5 人以下	0 人（役員に含めることはできない）
6 人以上	1 人

14. 理事又は監事は、それぞれの定数の 2/3 以上いること。

    設立当初の理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。
    理事又は監事の欠員数が定数の 1/3 を超えた場合、遅滞なく補充しなければなりません。

15. 会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。

1.会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。

2.収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

3.会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

4.財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

5.採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年（又は毎事業年度）継続して適用し、みだりに変更しないこと。

2-4　設立費用：メリット・デメリット：運営費用

1）費用

① 設立費用：行政書士に依頼した場合 20～25 万円が必要です。

② 法定設立費用：法定設立費用は不必要である。

	資本金	定款認証 手数料	定款添付 印紙代	登録免許税	その他 印鑑代等
ＮＰＯ法人	なし	0 円	0 円	0 円	2～3 万円
株式会社	1 円以上	5 万円	4 万円	15 万円	2～3 万円
合同会社	1 円以上	0 円	4 万円	6 万円	2～3 万円

③ 設立後の届け出や外部委託の場合に費用発生　＊事前に検討しておくこと。

a. 設立後にすぐ行うこと

・税金関係の届出（税務署、都税事務所）
・社会保険関係の届出（人を雇用する場合）
・労働保険関係の届出（人を雇用した場合）

b.毎年届けるべき書類

事業年度終了 3 ヶ月以内に、事業報告の義務。

以下の書類を提出します。

・事業報告書

・財産目録

・貸借対照表

・収支計算書

・前年度の役員名簿

・社員のうち 10 人以上の名簿

c. 変更した時に届け出をした手続

変更があった時点で行わなければならない義務で、登記も必要。

・役員変更

理事・監事の変更があった場合に必要な義務です。

・定款変更

NPO の定款の中で重要な事項を変更する場合必要です。定款を変えるためには所轄庁に申請し、認証を受けないといけないため、設立同様に 4 ヶ月程度かかってしまいます。

このように時間がかかるため、設立時に将来行うべき事業も定款に加えておく事が肝要である。

2）運営費用・経費

ＮＰＯ法人が、資本金や基金がたとえゼロでスタートできるとしても、経費は絶対に必要。
ＮＰＯ法人の財政基盤をしっかりとさせていくためにも何にどのくらい経費がかかるかを設立前に必ずチェックしておくことが肝要である。

項目	内　　容
家賃・光熱費関係	事務所、水道代、電気代、ガス代、駐車場代など
通信費関係	電話（携帯）、FAX、インターネット（メール）など
事務費関係	机・椅子、コピー機、パソコン関係、用紙代、筆記用具、書類棚など
送料・運賃	郵便料金、宅急便など
旅費交通費	交通費、ガソリン代など
雑費	お茶代、打ち合わせなどの場所代など
人件費	給料・役員報酬・社会保険料など
事業経費	事業に関わる直接経費やパンフレットなどの印刷代・活動費・新事業立上費用など
その他	交際費、図書費など

以上の項目は最低必要と考えられる項目です。こうした細かな事は、一見小さいようでも年間にしてみると思わぬ支払い額となり、活動そのものを停滞させないためにも重要なことである。

3) NPO法人設立のメリット・デメリット

メリット		デメリット
団体が契約の主体になれる	VS	活動内容に制約がある
社会的信用が高まる		厳正な事務処理が必要
代表者の交代が円滑になる		税務申告義務がある
資金調達が容易になる		設立に時間が掛かる
公共事業への参加が容易になる		情報開示が必要
事業委託・補助金が受けやすい		財産の名義変更に問題がある
優秀な人材を集めることができる		機敏な活動ができなくなる

2-5　定款に記載された特定非営利活動の種類(複数回答)　「内閣府ＮＰＯホームページより」

号数	活動の種類	法人数	割合(%)	(参考)H19・12月末比増加数
第 1 号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動	20005	58.2	545
第 2 号	社会教育の推進を図る活動	15805	46.0	459
第 3 号	まちづくりの推進を図る活動	13916	40.5	439
第 4 号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	11167	32.5	344
第 5 号	環境の保全を図る活動	9708	28.2	283
第 6 号	災害救援活動	2255	6.6	51
第 7 号	地域安全活動	3352	9.8	109
第 8 号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	5346	15.6	158
第 9 号	国際協力の活動	6749	19.6	155
第 10 号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	2921	8.5	81
第 11 号	子どもの健全育成を図る活動	13815	40.2	428
第 12 号	情報化社会の発展を図る活動	2901	8.4	105
第 13 号	科学技術の振興を図る活動	1551	4.5	52
第 14 号	経済活動の活性化を図る活動	4242	12.3	180
第 15 号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	5983	17.4	297
第 16 号	消費者の保護を図る活動	1798	5.2	73
第 17 号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	15624	45.5	470

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は 100%になりません。

(注 2)第 12 号から第 16 号までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成 15 年 5 月 1 日)以降に申請して認証された分のみが対象。内閣府ＮＰＯページhttp://www.npo-homepage.go.jp/

2-5　特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等＜12008/03/31 現在＞

内閣府ＮＰＯページhttp://www.npo-homepage.go.jp/

所轄庁名	受理数（含申請中）	認証数（現在数）	不認証数（累計）	解散数（累計）	認証取消数（累計）	所轄庁名	受理数（含申請中）	認証数（現在数）	不認証数（累計）	解散数（累計）	認証取消数（累計）
北海道	1436	1401	0	64	3	京都府	858	847	0	45	2
青森県	250	244	0	14	0	大阪府	2551	2458	2	176	12
岩手県	310	309	0	12	0	兵庫県	1281	1249	3	60	3
宮城県	487	477	0	37	1	奈良県	270	262	0	8	0
秋田県	185	179	0	11	0	和歌山県	282	279	0	9	0
山形県	308	295	1	8	1	鳥取県	151	139	0	5	0
福島県	463	450	1	14	0	島根県	195	193	0	5	0
茨城県	437	431	0	28	2	岡山県	455	446	1	28	5
栃木県	395	392	0	18	0	広島県	549	529	2	28	3
群馬県	571	554	1	40	2	山口県	316	307	1	14	2
埼玉県	1211	1190	0	72	3	徳島県	219	214	0	4	0
千葉県	1335	1305	0	57	8	香川県	204	200	2	13	0
東京都	6329	5836	333	363	50	愛媛県	263	259	0	15	0
神奈川県	2151	2124	0	125	17	高知県	225	214	0	10	0
新潟県	472	464	0	18	1	福岡県	1169	1136	1	89	22
富山県	227	224	0	4	0	佐賀県	257	248	1	14	0
石川県	248	239	1	6	0	長崎県	358	356	0	9	0
福井県	195	192	0	14	0	熊本県	425	420	2	19	0
山梨県	271	248	0	6	0	大分県	395	386	1	12	0
長野県	727	713	0	21	0	宮崎県	251	245	0	13	7
岐阜県	510	494	1	17	0	鹿児島県	457	444	0	12	0
静岡県	841	779	0	28	1	沖縄県	337	324	0	16	8
愛知県	1132	1105	0	70	6	都道府県計	32828	31646	355	1713	171

三重県	470	455	1	45	12	内閣府	2932	2725	117	174	33
滋賀県	399	391	0	17	0	全国計	35760	34371	472	1887	204

（注１） 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数、認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させています。

また、解散の場合には申請数、認証数ともに減算しています。

（注２） 認証取消数（累計）は解散数（累計）の内数です。

脳卒中障害者…へ戻る

中高年･団塊世代…へ戻る